

# 被災建築物応急危険度判定 のことをご存知ですか？

## 被災建築物応急危険度判定とは？

地震により被災した建築物が、その後に発生する余震等で倒壊したり、物が落下し、人命に危険を及ぼす恐れがあります。そのような二次災害を防止するため、地方公共団体は、被災後すぐに応急危険度判定士による建築物の被災状況の調査を行い、当面の使用の可否について判定することをいいます。この調査は無料です。また、り災証明のための被害調査ではありません。



## 判定結果の表示方法は？

被災建築物の調査を「応急危険度判定基準」に従って行い、判定結果は、赤、黄、緑の判定ステッカーを建物の外部の見やすい位置に貼って表示します。判定を受けた建築物の使用に際しては、二次災害を防止するためにも、ステッカーに記載されている事項に従っていただきますようお願いいたします。

応急危険度判定結果	
<b>危険</b> UNSAFE	
◆この建築物に立ち入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にしてください	
建築物名称	
注記	
整理番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
[ ] 災害対策本部 電話 [ ]	

(赤色-A3版)

「危険」は、その建物  
に立ち入らないこと

応急危険度判定結果	
<b>要注意</b> LIMITED ENTRY	
◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい ◆応急的に補強する場合には専門家に相談下さい	
建築物名称	
注記	
整理番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
[ ] 災害対策本部 電話 [ ]	

(黄色-A3版)

「要注意」は、立ち入り  
には十分注意すること

応急危険度判定結果	
<b>調査済</b> INSPECTED	
◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます ◆建築物は使用可能です	
建築物名称	
注記	
整理番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
[ ] 災害対策本部 電話 [ ]	

(緑色-A3版)

「調査済」は、建築  
物は使用可能

## 応急危険度判定士とは？

都道府県知事が認めた建築技術者で、あらかじめ講習や訓練を受け、地方公共団体の名簿に登録されています。判定活動の際には、ヘルメットシール、腕章等で明示され、身分を証明する登録証等を携帯しています。地震等により建築物に被害が出た場合には、応急危険度判定士の調査が迅速、円滑に行えるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。